

受験の際特別な配慮を必要とする場合

病気や障がい等のために、入学試験の受験時に配慮を希望する場合は、必ず受験を予定している入学試験の出願期間開始日の1ヶ月前までに入試部アドミッションセンターへ申請を行ってください。

申請内容に基づいて状況に応じた配慮を行います。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

なお、申請が入学試験の可否判定に影響することはありません。

受験上の配慮申請から配慮内容決定までの流れ

(1) 受験を予定している入学試験の出願期間開始日の1ヶ月前までに申請書類を揃え、入試部アドミッションセンターまでご提出ください。

申請書類、提出方法については、本学公式サイト「[障がい等の理由で支援が必要な方](#)」を参照してください。

(2) 申請書類を受理後、申請内容・書類を基に審査を行い、配慮内容を決定いたします。

(3) 配慮内容が決定次第、「受験相談申請書」に記載いただいた連絡先へご連絡をいたします。

申請方法

・申請書類の郵送

公式サイト「[受験の際に特別な配慮を必要とする場合](#)」の「3. 申請書類」に明記されている書類を準備し、受験を予定している入学試験の出願期間開始日の1ヶ月前までに入試部アドミッションセンターへ郵送（簡易書留またはレターパック）してください。

申請に係る留意事項

(1) 申請期限（出願期間開始日の1ヶ月前）までに申請がなかった場合、受験上の配慮ができない場合があります。ただし、不慮の事故や急な発病等のために、やむを得ず上記の期限までに申請ができなかった場合については、可能な限り速やかに入試部アドミッションセンターへ問い合わせてください。

(2) 申請書類は、希望する配慮について確認するためのものであり、可否判定とは一切関係ありません。

(3) 申請内容に基づいて、障がい者の種類・程度に応じた配慮事項を決定します。

ただし、希望される配慮すべてに対応できるとは限りませんので、予めご了承ください。

(4) 申請書類に記載された受験上の配慮希望について、内容確認のため、入試部アドミッションセンターからご連絡させていただく場合がございます。

(5) 受験上の配慮については、学外会場を設置する入学試験の場合も原則として本学会場（武蔵野キャンパス）での受験になります。

(6) 提出していただいた申請書類の情報につきまして、重要な個人情報として充分留意し取扱い、受験上の配慮事項の調整、入学後の修学支援の目的で、入学試験関係部署、学生支援関係部署と共有しますが、それ以外の目的で使用することはありません。

また、申請書類に記載していただいた連絡先や、証明書等の発行先に、内容確認等のため連絡する場合がありますので、予めご了承ください。

詳細は[こちら](#)をご確認ください。